

ハラスメント 防止・解決について ～外部相談窓口設置用～

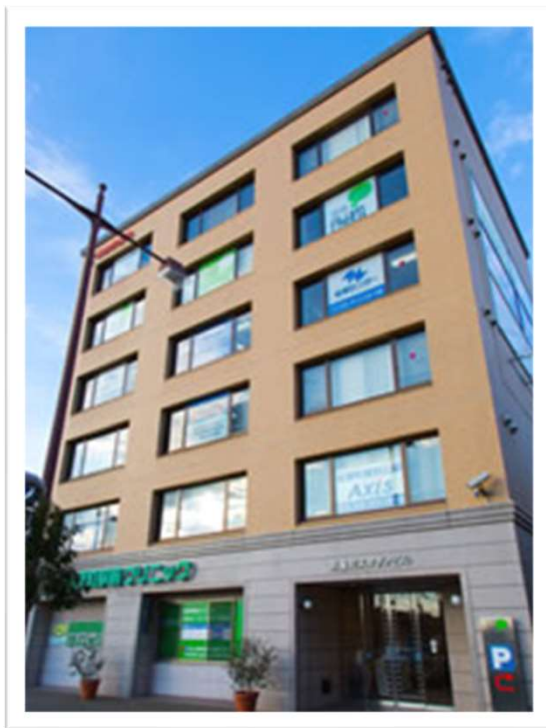


岡山中央社会保険労務士法人
代表社会保険労務士
濱口 康幸

事務所紹介



岡山中央社会保険労務士法人ってどんな事務所？



●設 立 日 : 平成23年2月1日

●人 員 数 : 17名 (岡山県最大規模)
※正社員10名・パート7名
※社労士試験合格者6名

●主な事業 : 人事労務管理サービス
働き方改革対応コンサルティングサービス
ハラスメント防止・対応サービス
採用コンサルティングサービス
人事評価制度の構築・運用サービス
助成金制度の活用サービス
その他社会保険労務士業務

【 事務所 所在地 】

倉敷市 茶屋町駅前

改札口から徒歩1分

茶屋町スタディビル3F

●所

属 : ・岡山県社会保険労務士会

- ・岡山商工会議所・倉敷商工会議所
- ・児島商工会議所・玉島商工会議所
- ・つくぼ商工会・真備船穂商工会
- ・倉敷東ロータリークラブ
- ・岡山商工会議所 派遣専門家
- ・岡山県産業振興財団 派遣専門家
- ・岡山県商工会連合会 派遣専門家



ハラスメント対策

-

ハラスメント対策の基本的枠組み

区分	概 要
予防	① トップからの強いメッセージ ② 国の指針をもとにした就業規則の整備、罰則の適用等、わかりやすいルール作成 ③ 社内アンケートにより実態を把握する ④ 全社員を対象とした教育する（オンライン講座も無料で豊富） ⑤ 上記を計画的かつ継続的に周知する
解決	⑥ 企業内外に相談窓口（社内担当者と外部専門家との連携）を設置する。 ⑦ 再発防止・予防策として、取り組み内容を定期的に見直す

ハラスメント対策のスケジュール

1か月目	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目	6か月目
① トップメッセージ ② ルール決め ③ 実態を把握					
		④ 教育の実施			
		⑤ トップメッセージ・ルールの周知			
		⑥ 相談窓口の設置			
				⑦ 再発防止策の実施	

相談窓口の概要

-

相談窓口設置の重要性

- (1) ハラスメントの密行性（特にセクハラ）が透明化される。
- (2) ハラスメント被害者の心理的ハードルが下がる
- (3) 社内での紛争解決が可能になる
- (4) スクリーニング機能により予防効果がある

令和4年4月1日から中小企業にもパワハラへの雇用管理措置が義務化（大企業は令和2年～）
→未対応の場合は、より安全配慮義務違反を問われることになる可能性大！

社内・社外相談窓口のメリット・デメリット

区分	メリット	デメリット
社内のみ に設置	・コストがかからない。 ・社内の実情に応じた対応をしやすい。	・相談窓口が利害関係者となる可能性がある。 ・会社の安全配慮義務を問われる可能性がある。
社外のみ に設置	・中立な第三者が担当。 ・専門家を窓口担当とすることができる。	・社外への委託費用がかかる。 ・社外の担当者のみだと実情把握に時間がかかる。
社内と 社外に 設置	・社内・社外で連携して高い効果が見込める。 ・相談者が相談する選択肢が増え、会社の安全配慮義務を果たしているとみなされやすい。	・社外への委託費用がかかる。

相談窓口の対応手順例

手 順	概 要	社内	社外
①相談窓口 (一時対応)	・原則メールでの相談。状況に応じて電話・オンライン面談等 ・プライバシーの保護・不利益取り扱いの禁止について説明	サブ	メイン
②事実関係の確認	・相談者の了解を得たうえで、行為者や第三者に事実確認 ・行為者へは報復行為の厳罰化を説明	メイン	サブ
③行為者・相談者 への措置の検討	・ハラスメントに該当するかの判定 ・行為者への注意・指導・相談者への謝罪 人事異動・懲戒処分	メイン	サブ
④行為者・相談者 へのフォロー	・行為者・相談者へ会社として重要視していることの説明 ・継続的なフォローアップ	メイン	サブ
⑤再発防止策の 検討	・取り組み内容の定期的検証・見直し	メイン	サブ

当事務所のハラスメントサービス概要

-

当事務所のハラスメントサービス概要

サービスA

概 要

予防

- ① トップからの強いメッセージ
- ② 国の指針をもとにした就業規則の整備、罰則の適用等、わかりやすいルール作成
- ③ 社内アンケートにより実態を把握する
- ④ 全社員を対象とした教育する（オンライン講座も無料で豊富）
- ⑤ 上記を計画的かつ継続的に周知する

サービスB

解決

- ⑥ 企業内外に相談窓口（社内担当者と外部専門家との連携）を設置する。
- ⑦ 再発防止・予防策として、取り組み内容を定期的に見直す

サービスC

当事務所のハラスメントサービス概要

< サービスA：6か月契約 >

- ・ ハラスメント対応の全体的スケジュールの
コンサルティング
- ・ 就業規則・各種規程・書式・ルール作りの整備
- ・ 社外相談窓口としての対応

< サービスB >

- ・ 就業規則・各種規程の整備

< サービスC：1年契約 >

- ・ 社外相談窓口としての対応

※お客様とのやり取りは、原則WEB会議・メール等となりますが、必要に応じてご訪問の対応となります。

当事務所のハラスメントサービス概要

< サービスA：トータルコンサルティング >

従業員数	月額費用（税込み）
200人未満	110,000円
200人以上 400人未満	132,000円
400人以上 600人未満	154,000円
600人以上800人未満	176,000円
800人以上 1,000人未満	198,000円
1,000人以上	別途協議

< サービスB：就業規則・各種規程の整備 > 330,000円～

< サービスC：社外相談窓口 >

従業員数	月額費用（税込み）
200人未満	55,000円
200人以上 400人未満	66,000円
400人以上 600人未満	77,000円
600人以上800人未満	88,000円
800人以上 1,000人未満	99,000円
1,000人以上	別途協議

その他ご留意点

-

その他のご留意いただきたい事項

- ・当事務所が対応させていただく「ハラスメント」とはパワハラ・セクハラ・マタハラ等、会社にも所属する人（従業員・役員等）に起因することを指します。
- ・当事務所の担当者が御社等へご訪問しての対応の場合、月2回目からは、前スライドの費用とは別の日当が発生します。
- ・相談者から相談窓口に対する一次対応以外の社内実務（調査・面談等）は、原則として、当事務所の案内のもと、御社の担当様に対応いただくことになります。
- ・通常に対応で解決できない場合の和解のための交渉・訴訟等は、弁護士にご依頼いただくことになります。

最後に

ご不明なことがある場合や、
ご興味がある場合は、
お気軽に申し付けてください。

【ご連絡先】

岡山中央社会保険労務士法人

ハラスメント対応グループ

濱口・田中・高山（女性）

TEL : 086-436-6286 ・ Mail : info@ocsr.or.jp

